

和歌山市政務調査費交付金について

1 基本的な考え

政務調査費は、地方自治法第100条第14項・第15項の規定により、和歌山市政務調査費の交付に関する条例及び施行規則で、その交付額や用途基準などが定められており、和歌山市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されます。

したがって、交付された政務調査費は、調査研究活動に要する経費に対して適切に充当されなければなりません。

また、本市においては、条例の規定により、政務調査費が和歌山市議会における会派に対して交付されていることから、政務調査費を充当することのできる調査研究活動は、会派が行う調査研究活動であることが条件です。

このことから、会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する調査研究活動へ政務調査費を充当することができます。

ただし、広報費については、会派又は会派に所属する議員が政務調査の一環として行う内容となっているものに限ります。

2 政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）

(1) 政党活動経費

- ・党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金に要する経費
- ・政党活動、県連活動に要する経費
- ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所の設置及び維持管理に要する経費（人件費を含む）

(2) 選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費
- ・選挙などでの各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等に要する経費

(3) 後援会活動経費

- ・後援会活動に要する経費
- ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費（人件費を含む）
- ・後援会主催の「市政報告会」等の開催に要する経費

(4) 私的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、電報、年賀状の購入・印刷等の儀礼に要する経費
- ・観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費
- ・親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催及び参加に要する経費
- ・議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費
- ・その他交際費的な要素を含む経費及び私的に使用する頻度が高い物品の購入に要する経費

(5) その他適当でない経費

- ・挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費
例：JA、土地改良区、森林組合の総会及び出初式等の挨拶だけの出席
町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席
起工式、竣工式等への出席
- ・事務所や自動車の購入及び自動車の維持管理・修繕に要する経費
- ・調査研究活動を行う上で必要以上に高額な経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費（公選法第199条の2「公職の候補者等の寄附の禁止」）
- ・調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費（冷蔵庫・美術品・衣服等）

(6) その他

- ・領収書が紛失している経費は認められない。

政務調査費使途基準細目

条例施行規則 別表(第6条関係)使途基準抜粋		支出できると思われるもの
項目	内容	
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)	<ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料(マイク、プロジェクター等を含む) ○講師謝礼 ○研修会等参加者負担金・会費 ○研修会後の講師を招いた食事代(意見交換会) ※1人5,000円以内(和歌山市当初予算編成要領に準ずる) ○政治団体の主催する研修及び視察への参加費、交通費、宿泊費等(政党は除く) ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ○旅費(市外出張に伴う旅費は、旅費規程に基づく。ただし日当は除外) ※自家用車利用の場合は、上記運賃の範囲内 ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ○その他必要と認められるもの
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費、等)	<ul style="list-style-type: none"> ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ※自家用車の維持管理費は除外 ○旅費(市外出張に伴う旅費は、旅費規程に基づく。ただし日当は除外) ○車借上料(バス、タクシー等の実費分) ○海外視察(調査先は限定しないが、支度料は認めない) ○自動車リース料(総支払額の25%を限度とする) ○その他必要と認められるもの
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)	<ul style="list-style-type: none"> ○研究・研修・視察・広報・広聴の報告書等の作成に要する経費 ①印刷費 ②写真代 ③文書コピー代 ④委託調査(コンサルタント委託)に要する経費 ⑤パソコン・デジタルカメラ等の事務機器の購入又はリースに要する経費(パソコンは1人1台+各会派の議会運営委員会委員数 ただし、1期4年で償却とする) ⑥事務機器の消耗品及び修繕に要する経費 ⑦インターネット使用に要する経費(自宅は除外) ⑧翻訳に要する経費 ○その他必要と認められるもの
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究に要する法律・文献等の図書、雑誌、報告書等の購入費(磁気データ等を含む) ○新聞購読料(スポーツ紙は除く) ○宗教等の図書、雑誌、報告書、新聞等で合理的な説明ができるもの ○その他必要と認められるもの

<p>広報費</p>	<p>会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、又は広報宣伝活動を行うために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)</p>	<p>○広報紙の作成及び郵送に要する経費(切手・葉書を含む) ○ホームページ作成及び更新に要する経費 ○会場使用料(マイク・プロジェクター等を含む) ○その他必要と認められるもの</p>
<p>広聴費</p>	<p>会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)</p>	<p>○会場使用料(マイク、プロジェクター等を含む) ○アンケート等の郵送に要する経費(切手・葉書を含む) ○会議に伴う湯茶、茶菓子 ○交通費(市内移動に伴う自動車燃料代として、総支払額の50%を認める 駐車場代は100%を認める) ※自家用車の維持管理費は除外 ○電話代(固定電話、携帯電話)は、総支払額の50%を認める ○その他必要と認められるもの</p>
<p>人件費</p>	<p>会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</p>	<p>○賃金等雇用するために必要な経費</p>
<p>事務所費</p>	<p>会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、事務機器購入費、リース代等)</p>	<p>○賃貸料 ○維持管理費(光熱水費等) ○備品購入費(事務所の形態を整えるために必要な最低限度の備品類) ○事務機器購入費及びリース代(コピー機、電話機、FAX等) ○固定電話代は、総支払額の50%を認める ○その他必要と認められるもの</p>